

税理 2004年8月号

見直された文書回答手続の資産税実務への活かし方

贈与財産

(ポイント)

1. 贈与については事実認定の領域が広い
ため、提出資料のみで正確な事実判断が
できるようにすることが重要である。
2. 照会者の見解を根拠付けるための情報
収集と正確な分析がカギとなる。
3. 照会者名、照会内容及び回答が公表さ
れるため関係者の事前調整(同意)を図る
必要がある。公表を望まない場合は、従
来からの個別相談で対応することになる。

はじめに

従前は対象外であった『特定の納税者の個別事情に係る事前照会』について、一定の条件を満たす場合は、事前照会に対する文書回答手続の対象となる見直しが行われた。

文書回答手続の意義は、個別の取引、事実等についての税務上の取扱いを納税者サービスの一環として文書回答すること、事前照会及びその回答の内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に国税の適用について予測可能性を与えるという点にある。

1. 事前照会に関する注意点

文書回答の対象となる事前照会に関する注意点の概要は次のとおりであるが、贈与の観点から、各々にコメントを加えた。

(1) 事前照会者が行う取引等についての国税の取扱いであること

贈与の場合は、受贈者が対象となるが、低額譲

渡や負担付贈与などのような取引については、贈与者も対象になると考えられる。

(2) 申告期限前の事前照会であること

贈与の場合は、申告期限が贈与年(取引をした年)の翌年3月15日であり、その期限以前に照会する必要がある。

ただし、文書回答のある前に申告期限を経過した場合、文書回答は行われないため、審査期間を考慮する必要がある。

なお、文書回答のないことを理由に申告期限や納期限の延長はない。

(3) 実際に行われた又は確実に行われる取引等に対する事前照会であること

例えば、贈与日後に事前照会を行った結果、課税が発生する旨の文書回答があった場合、文書回答は納税者のサービスの一環として実施しているものであり、その事前照会者の申告内容等を拘束するものではないとしているが、相続税個別通達(名義変更が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱い)により錯誤による取消しが可能かどうか気になるところである。

(4) 事前照会者、照会及び回答内容の公表を取引関係者の了解を得ていると同時に紛争が起きた場合は事前照会者の責任で解決すること

関係者の中には公表を望まない者も予想されるため、その事前調整が必要である。

(5) 通達、質疑事例等過去に公表された税務上の取扱いに関することではないこと

例えば、すでに公表されている質疑事例等があり、これと異なる見解を示すことを目的としての事前照会はできないものとする。

(6) 個々の財産の評価に関する事前照会でないこと

財産評価のうち個別性の強いもの、評価がその資産の属性に左右されるものについて、評価額の算定そのものは対象にならないと考えられる。

なお、相続税等の財産評価に関する照会のうち、財産評価基本通達5項（評価方法の定めのない財産の評価）、第6項（この通達の定めにより難い場合の評価）については、国税局の資産評価官に連絡し協議する取扱いになっているため、財産評価に関して文書回答の対象となるケースもあると考える。

（7）取引等価額の算定に関する事前照会でないこと

例えば、土地等及び家屋等を低額譲受した場合、通常取引価額と対価との差額について贈与税が発生するが、ここでいう通常取引価額の算定がこのケースに該当すると考えられる。

（8）次の内容を含まないこと

ア、 実地調査や取引関係者等への照会などによる事実関係の認定を必要とするもの・・・事前照会者からの提出書類の範囲内で課税関係を検討し回答するのであるから、例えば、新たな事実関係が判明した場合や事実関係が十分に提示されなかったような場合は、回答と異なる課税関係になることもあり得る。

イ、 国税に関する法令以外の法令等についての解釈を必要とするもの・・・例えば、土地評価においてその土地に上物がある場合、借地権が設定されているのか賃借権が設定されているのかの判断等が考えられる。

ウ、 同族会社の行為又は計算の否認に関わる取引や通常の経済取引として不合理な取引

エ、 税の軽減を主たる目的としていること

オ、 一連の組み合わされた取引等の一部のみを照会しているもの

カ、 取引等関係者間で紛争中のもの又は紛争のおそれの高いもの

2. 文書回答手続の対象となる事例の判断

文書回答手続においては、提出された資料に基づき事実関係を判断するものであるため、おおよそそれらの資料では把握しきれない次のような贈与事実の認定及び課税価格の算定を伴うものは除かれると考えられる。

ア、 当事者間で所有名義の変更の事実認識があいまいな場合

イ、 低額譲受における著しく低い価額の対価の判定

ウ、 親族名義の預金について、贈与が完了しているのか単なる名義借財産なのかの判定

エ、 遺産分割をやり直した場合の財産の移転事由の判定

オ、 親族間の金銭消費貸借と贈与の判定

カ、 未成年者への贈与と名義借りの判定

キ、 貸付金の評価における回収可能性の判定

ク、 新築後すぐ家屋を贈与した場合の贈与財産の判定

3. 事前照会における文書作成のポイント にする必要がある。

事前照会に当たっては、その照会趣旨を明確にし、事実関係を説明し、その内容に基づいた照会者の見解を述べ、その根拠も明らかにする必要がある。

(1) 事前照会の趣旨の記載ポイント
法令の解釈と事実関係の概要を要約するとともに、疑義を記載する。

別紙 1 - 1

7. 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

〈法令解釈・適用上の疑義〉

相続税法第 8 条において、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済により利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受け又は弁済があった時において、当該債務の免除、引受け又は弁済による利益を受けた者が、当該債務の免除、引受け又は弁済に係る債務の金額に相当する金額を、当該債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与により取得したものとみなす、ただし、次のような場合は、贈与とはみなさない旨の規定が置かれています。

(1) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。

(2) 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によって当該債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき。

また、相続税法基本通達 8 - 3（連帯債務者及び保証人の求償権の放棄）では、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額につき法第 8 条の規定による贈与があったものとみなされるのであるから留意する、と規定されています。

ア連帯債務者が自己の負担に属する債務の部分を超過して弁済した場合において、その超える部分の金額について他の債務者に対し求償権を放棄したとき その超える部分の金額
イ保証債務者が主たる債務者の弁済すべき債務を弁済した場合において、その求償権を放棄したとき その代わって弁済した金額

子が事業上の資金を銀行から借入れする際に保証人となり、その後、子に代わって親が銀行借入れを返済しましたが、子が無資力なため求償権を放棄せざるを得ない状況でした。そのため、求償権の放棄の通知を行ったところ、その後まもなく親に相続が発生し、遺産の一部を子が相続しました。

このような場合、贈与とあったものとみなされるのかどうか疑義が生じます。

（照会者が求める見解）

贈与があったかどうかを判断する資力喪失の状態を、いつの時点で判断するかが問題となるところですが、これは債務免除を受けた時点で資力喪失状態であるかを判断すべきと考えます。

よって、その後、相続が発生し、当該子が遺産を相続したとしても、それは偶発的に資力を回復したに過ぎないため、上記事例においては、贈与があったものとはみなされないと考えます。

(2). 事実照会に係る取引等の事実関係の記載ポイント

事前照会の対象になる事実関係を記載すると同時に、取引の詳細が分かる資料を添付する必要があります。

別紙 1 - 2

ウ、金融機関からの債務弁済通知書

エ、不動産の売買契約書

オ、被相続人Aが代位弁済した際の資金の流れが分かる資料

カ、甲の資産状況を表す資料

(固定資産名寄帳、預金残高証明書など)

8. 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)

1 照会者

甲

2 取引関係者等の名称

被相続人 (父) A 次男甲

3 取引等における権利・義務関係及び経緯

(1) 甲は、建築関係の事業を行っていましたが (自営)、運転資金を銀行から借り入れる際、A が保証人となっていました。甲の業務は、最初のうちは順調に推移しましたが、得意先の倒産の煽りで借入金の返済もままならない状態となりました。借入金の返済のため、自宅を売却し、返済を行いました。借入金は 5,000 万円残りました。甲は、他に財産はなく、銀行からは、保証人である A にも返済を求める通知がありました。

(2) そこで、A は、自己所有の不動産を売却し、甲に代わって、銀行に残った借入金を返済しました。

(3) A は、甲が事業の再開の目途が立たないこと、所有資産もないことから、甲に対する求償権を放棄しました (内容証明郵便)。

(4) その後、A は、持病の心臓病が悪化し、10 ヶ月足らずで他界しました。

(5) A の遺産相続において、甲は評価額 3,000 万円ほどの貸家 (及び敷地) を相続しました。

※本事前照会の事例、及び求める見解は、筆者の考察・想定に基づくものであり、またこれに対する課税庁からの回答を得ているわけではないことをお断りいたします。

上記の例では、次のような書類の添付が必要であると考えられる。

ア、甲と銀行との間の金銭消費貸借契約書
イ、被相続人Aが保証する数年前から直近までの決算書とキャッシュフロー計算書

(3) 事前照会者の求める見解となることこの理由の記載ポイント

事前照会者は、別紙 1 - 1 に「照会者が求める見解」を記載したが、別紙 1 - 3 においては、その根拠となる理由を記載する。

具体的には、法令、通達、質疑事例、各種

情報、裁判例、学説、既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解等を引用して作成することになる。

別紙1-3

事前照会が文書回答の対象にならない場合は、理由の付記とともに『文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ』が送付される。

9、8の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士などの見解を含む。）

平成9年3月31日裁決によれば、「・・・ところで、相続税法第8条ただし書は、第1号に規定する債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合においてその全部又は一部の免除を受けたときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額を限度として、贈与税の課税対象から除外する旨規定しており、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合とは、その者の債務額が積極財産の額を超えるときのように社会通念上支払不能と認められる場合をいうものと解される。

そうすると、債務免除があった場合に、当該債務の免除が贈与に該当するか否かの判断は、債務者が債務免除を受けた時点において債務超過であったか否かによることが相当であると認められ、この場合、債務者の財産の価額又は債務額は、債務免除があった時の時価によるのが相当であると解される。・・・」

とされています。この内容から勘案するに、資力喪失の判断の時期は債務者が債務免除を受けた時期と解されますので、その後、近接した時期に相続で財産を取得し資力を回復したとしても、贈与税の課税は行われないと考えられます。

4. 事前照会に対する回答例

事前照会に対する文書回答は、次のようになる。

事前照会者の求める見解の内容が相当と認められる場合は、『貴見のとおりで差し支えない』と記載される。

事前照会者の求める見解と異なる場合は、理由の付記とともに『貴見のとおり取り扱われるとは限らない』旨の回答になる。

照会文書の提出後、文書回答の前に、同様の照会に対する税務上の取扱いが明らかになった場合は、『別添資料の回答内容と同様の取扱いになる』旨の回答になる。

審査中の事前照会が申告期限の到来などにより文書回答の対象にならなかった場合は、理由の付記とともに『事前照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ』が送付される。

以上のように回答は、(1) 肯定的なもの、(2) 肯定的以外のもの、(3) 回答しないものの3種類となる。

肯定的以外の回答となる要因としては、(1) 一連の取引に複数の課税要因があり、部分的に否定的な回答となる場合、(2) 一の課税要因であっても課税関係が外的要因に左右される場合などが想定される。

したがって、事前照会者の見解は、肯定的
以外の回答であっても課税関係が限定される
ように項目を絞る必要があると考える。